

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令  
 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）</p> <p><b>第三条</b> 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十一条第一項</p> <p>〔七〕二十二 略</p>	<p>（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）</p> <p><b>第三条</b> 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十五条第一項</p> <p>〔七〕二十二 同上</p>

附則  
 この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府令第十八号  
 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日  
 消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令  
 消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第八条</b>（保健表示室）        食品表示企画課に、保健表示室を置く。</p> <p>2 保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 健康増進法第二十六条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関すること（食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図</p>	<p>「条を加える。」</p>

るために必要な食品に関する表示の事項に限り、食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。

3 保健表示室に、室長を置く。

<p><b>第九条</b> 〔略〕</p> <p><b>第十条</b> 〔略〕</p>	<p><b>第八条</b> 〔同上〕</p> <p><b>第九条</b> 〔同上〕</p>
---	---

附則  
 この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号  
 総務省令第二号  
 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）第二十二号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 石田 真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定）</p> <p><b>第十九条</b> 令第二十二号の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八号第一項若しくは第二項（同法第八号の二第三項（同法第八号の三第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）。</p> <p>第三号の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第</p>	<p>（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定）</p> <p><b>第十九条</b> 令第二十二号の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八号第一項若しくは第二項（同法第八号の二第三項（同法第八号の三第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）。</p> <p>第三号の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第</p>



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令  
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第二十五条</b> 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。          「一〇十五 略」</p> <p>十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は同令第二十七条の十四の五の市町村若しくは組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p> <p><b>第四十三条</b> 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。          「一〇九 略」</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>	<p><b>第二十五条</b> 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。          「一〇十五 同上」</p> <p>十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項の市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p> <p><b>第四十三条</b> 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。          「一〇九 同上」</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>

十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

**第四十三条の二**

法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
 「一〇五 略」

六 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第二項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用認定証に係る被保険者に係る年金給付関係情報

十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報  
 「号を加える。」

「号を加える。」

**第四十三条の二** 法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
 「一〇五 同上」

六 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者に係る年金給付関係情報